

第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 計画の概要

寒川町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく法定計画として、幼稚園や認可保育所などの「教育・保育施設」や小規模保育事業などの「地域型保育事業」、子育て支援センターや一時預かりなどの「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期などについて定めています。平成27年3月に策定した第1期とも言えるこの計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間としています。

この計画が平成31年度で終了することに伴い、改めて子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、町の現状と課題を整理し、平成32年度から平成36年度までの5年間の計画期間とした第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2 計画の法的根拠

(子ども・子育て支援法)

*

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

* 基本指針

- ・平成30年4月1日に一部を変更する告示が施行され、待機児童解消等の取り組みを強化した国の「子育て安心プラン」を踏まえ、企業主導型保育施設について、地域枠を市町村の利用者支援の対象とする場合には保育の確保の内容に含めて差し支えないことなどが盛り込まれましたが、基本的な部分については変更ありません。
- ・内容については裏面参照
- ・本文については内閣府ホームページ参照（全97ページ）
（内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て支援>子ども・子育て支援新制度>法令・通知等 から政省令等の一覧表で裏面名称の部分をご覧ください。）

3 今年度のスケジュール

7月30日（月）	第1回寒川町子ども・子育て会議
10月	第2回寒川町子ども・子育て会議 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（案）
11月（2週間程度）	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施
3月	第3回寒川町子ども・子育て会議 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を変更する告示（内閣府告示第56号）

（公布日）平成30年3月30日 （施行日）平成30年4月1日

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 二 子どもの育ちに関する理念
- 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

第二 教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

- 一 教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方
- 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

- 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
- 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項
- 五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項
- 六 その他

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- 一 子育て期間中を含めた働き方の見直し
- 二 父親も子育てができる働き方の実現
- 三 事業主の取組の社会的評価の推進
- 四 国民への周知、理解の促進等

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

- 一 地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項
- 二 地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項